ハ　残存期間年数が五十五年を超える確定年金　当該確定年金の支払を受ける日の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

(1)　その支払を受ける日が支払開始日から二十七年を経過する日までの期間内の日である場合　当該確定年金の支払総額を特定単位数（残存期間年数に二十七を乗じて計算した数をいう。）で除して計算した金額（ハにおいて「一特定単位当たりの金額」という。）に経過年数を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額

(2)　その支払を受ける日が支払開始日から二十七年を経過する日後である場合　当該確定年金に係る一特定単位当たりの金額に二十六を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額

二　その年に支払を受ける終身年金（その支払開始日において支払総額が確定していない年金のうち、終身の年金で契約対象者（年金の支払の基礎となる生命保険契約等においてその者の生存が支払の条件とされている者をいう。以下この項において同じ。）の生存中に限り支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の額（第七号の規定により総収入金額に算入される金額を除く。）のうち次に掲げる終身年金の区分に応じそれぞれ次に定める金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

イ　支払開始日余命年数（当該契約対象者についての支払開始日における別表に定める余命年数をいう。以下この条において同じ。）が十年以下の終身年金　当該終身年金の支払を受ける日の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

(1)　その支払を受ける日が余命期間（その支払開始日から支払開始日余命年数を経過する日までの期間をいう。以下この項及び次項第二号において同じ。）内の日である場合　当該終身年金の支払総額見込額（契約年額（年金の支払の基礎となる生命保険契約等において定められている年金の年額のうち当該居住者が支払を受ける金額をいい、支払開始日以後に当該生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額に相当する部分の金額を除く。以下この項及び次項において同じ。）に支払開始日余命年数を乗じて計算した金額（ハにおいて「一特定単位当たりの金額」という。）に経過年数を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額

(2)　その支払を受ける日が余命期間の終了の日後である場合　当該終身年金に係る一課税単位当たりの金額に支払開始日余命年数から一年を控除した年数を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額

ロ　支払開始日余命年数が十年を超え五十五年以下の終身年金　当該終身年金の支払を受ける日の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

(1)　その支払を受ける日が特定期間（その支払開始日から支払開始日余命年数から調整年数を控除した年数を経過する日までの期間をいう。ロにおいて同じ。）内の日である場合　当該終身年金の支払総額見込額を総単位数（支払開始日余命年数から調整年数を控除した年数に当該支払開始日余命年数を乗じて計算した数をいう。）で除して計算した金額（ロにおいて「一単位当たりの金額」という。）に経過年数を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額

(2)　その支払を受ける日が特定期間の終了の日後である場合　当該終身年金に係る一単位当たりの金額に支払開始日余命年数から調整年数に一年を加えた年数を控除した年数を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額

ハ　支払開始日余命年数が五十五年を超える終身年金　当該終身年金の支払を受ける日の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

(1)　その支払を受ける日が支払開始日から二十七年を経過する日までの期間内の日である場合　当該終身年金の支払総額を特定単位数（支払開始日余命年数に二十七を乗じて計算した数をいう。）で除して計算した金額（ハにおいて「一特定単位当たりの金額」という。）に経過年数を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額

(2)　その支払を受ける日が支払開始日から二十七年を経過する日後である場合　当該終身年金に係る一特定単位当たりの金額に二十六を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額

三　その年に支払を受ける有期年金（その支払開始日において支払総額が確定していない年金のうち、有期の年金で契約対象者がその期間（以下この号及び次項第三号において「支払期間」という。）内に死亡した場合にはその死亡後の支払期間につき支払を行わないものをいう。以下この号及び次項第三号において同じ。）の額（第七号の規定により総収入金額に算入される金額を除く。）のうち当該有期年金について当該支払期間に係る年数（当該年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り上げた年数。以下この号及び次項第三号において「支払期間年数」という。）を残存期間年数とし、支払総額見込額（当該有期年金の契約年額に当該支払期間に係る月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をいう。）を支払総額とする確定年金とみなして第一号の規定の例により計算した金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。ただし、当該支払期間年数が支払開始日余命年数を超える場合には、当該有期年金について当該有期年金の契約年額に当該支払開始日余命年数を乗じて計算した金額を支払総額見込額（前号イ(1)に規定する支払総額見込額をいう。）とする終身年金とみなして前号の規定の例により計算した金額を、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

四　その年に支払を受ける特定終身年金（その支払開始日において支払総額が確定していない年金のうち、終身の年金で、契約対象者の生存中支払われるほか、当該契約対象者がその支払開始日以後一定期間（以下この項及び次項において「保証期間」という。）内に死亡した場合にはその死亡後においてもその保証期間の終了の日までその支払が継続されるものをいう。以下この号及び次項第四号において同じ。）の額（第七号の規定により総収入金額に算入される金額を除く。）のうち次に掲げる特定終身年金の区分に応じそれぞれ次に定める金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

イ　ロに掲げる特定終身年金以外の特定終身年金　当該特定終身年金の支払を受ける日の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

(1)　その支払を受ける日が保証期間内の日である場合　当該特定終身年金について当該保証期間に係る年数（当該年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り上げた年数。以下この項及び次項において「保証期間年数」という。）を残存期間年数とし、支払総額見込額（当該特定終身年金の契約年額に当該保証期間に係る月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をいう。）を支払総額とする確定年金とみなして第一号の規定の例により計算した金額

(2)　その支払を受ける日が保証期間の終了の日後である場合　当該保証期間の最終の支払の日において支払を受けた特定終身年金の額のうち(1)の規定により雑所得に係る総収入金額に算入するものとされる金額

ロ　(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超える特定終身年金　当該特定終身年金について(1)の終身年金とみなして第二号の規定の例により計算した金額

(1)　余命期間内の各年において当該特定終身年金の契約年額に支払開始日余命年数を乗じて計算した金額を支払総額見込額（第二号イ(1)に規定する支払総額見込額をいう。）とする終身年金とみなして同号の規定の例により計算した金額の総額を当該支払総額見込額から控除した金額

(2)　保証期間内の各年において当該特定終身年金についてイ(1)の確定年金とみなして第一号の規定の例により計算した金額の総額をイ(1)に規定する支払総額見込額から控除した金額